

第6編 伊那中央行政組合建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程

伊那中央行政組合建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程

平成14年6月3日
訓令第4号

伊那中央行政組合建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程(平成11年伊那中央行政組合訓令第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、伊那中央行政組合が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理業務(以下「建設工事等」という。)について競争入札及び随意契約に参加する資格を有する建設工事入札参加資格者名簿又は建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録された者(共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下「入札参加資格者」という。)の指名停止を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 組合長は、入札参加資格者又はその使用人が業務に関し、別表に規定する措置要件の各号のいずれかに該当するときは、伊那中央行政組合業者指名審査委員会規程(平成10年伊那中央行政組合訓令第2号。以下「審査委員会規程」という。)第1条に規定する伊那中央行政組合業者指名審査委員会(以下「審査委員会」という。)に審査させ、情状に応じて、それぞれ同表の期間欄に定める期間の範囲内において期間を定め、当該入札参加資格者について建設工事等の契約における指名停止を行うものとする。

(下請負人の指名停止)

第3条 組合長は、第2条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき下請負人(入札参加資格者に限る。)があるときは、審査委員会に審査させ、当該指名停止を受ける元請負人である入札参加資格者に準じて、情状に応じ期間を定め、当該下請負人についても指名停止を併せて行うことができる。

(共同企業体の指名停止)

第4条 組合長は、第2条の規定により共同企業体について指名停止を行う場合において、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)についても、審査委員会に審査させ、当該指名停止を受ける共同企業体に準じて、情状に応じ期間を定め、指名停止を併せて行うことができる。

2 組合長は、第2条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止を受ける入札参加資格者を構成員に含む共同企業体についても、審査委員会に審査させ、当該指名停止を受ける入札参加資格者に準じて、情状に応じ期間を定め、指名停止を併せて行うことができる。

(指名停止の期間の特例)

第5条 組合長は、審査委員会に審査させ、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があり、別表の当該措置要件の期間欄に定める期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

2 組合長は、審査委員会に審査させ、入札参加資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表の当該措置要件の期間欄に定める期間の長期を超える期間を定める必要があると認めるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

3 入札参加資格者が同一事案について、別表の措置要件の各号の2以上に該当するときは、当該措置要件ごとの期間欄に定める期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。

4 入札参加資格者が直前の指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、別表に定める措置要件の各号のいずれかに該当するときは、当該措置要件の期間欄に定める期間の短期の期間を2倍とする。

第6編 伊那中央行政組合建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程

5 組合長は、指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、審査委員会に審査させ、別表の当該措置要件の期間欄に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 組合長は、指名停止の期間中の入札参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったときは、審査委員会に審査させ、当該入札参加資格者について、指名停止を解除することができる。

(報告)

第6条 課等の長は、その所管する建設工事等について、入札参加資格者が次の各号に該当する場合は、遅滞なく工事事故等報告書(様式第1号)により審査委員会に報告しなければならない。

(1) 別表に定める措置要件の各号の一に該当し、指名停止を要すると認められるとき。

(2) 指名停止を解除又は指名停止の期間を変更する必要があると認められるとき。

2 別表に定める措置要件のうち、組合が発注した建設工事等以外について該当し、指名停止を要すると認められるときは、審査委員会規程第5条に定める幹事が審査委員会に報告しなければならない。

(指名停止の決定及び通知)

第7条 審査委員会は、第6条の規定による報告を受けたときは、速やかに指名停止の可否及び指名停止の期間を審査するものとする。

2 審査委員会は、前項の規定により審査し、指名停止を要すると認められるときは、組合長に報告しなければならない。

3 組合長は、前項の報告を受けたときは、速やかに指名停止の可否及び指名停止の期間を決定し、その旨を指名停止通知書(様式第2号)により当該入札参加資格者に通知しなければならない。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 組合長は、指名停止の期間中の入札参加資格者を建設工事等の随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等緊急時における建設工事等又は特殊な技術を要する建設工事等で特別な事由があると認められたときは、当該建設工事等に限り、この限りでない。

(下請等の禁止)

第9条 組合長は、指名停止の期間中の入札参加資格者が建設工事等の一部を下請けし、若しくは受託し、又は建設工事等の完成保証人となることについて、これを承認してはならない。ただし、当該入札参加資格者が指名停止の期間の開始前に建設工事等の一部を下請けし、若しくは受託し、又は建設工事等の完成保証人となっているものは、この限りでない。

(指名の取消し)

第10条 組合長は、指名停止の期間の開始前に行った当該入札参加資格者に対する建設工事等の契約における指名のうち、当該指名停止の期間中においても入札等未執行のものについては、当該指名を取り消すものとする。

(追加指名の禁止)

第11条 組合長は、指名停止の期間中に行った建設工事等の契約における指名のうち、当該指名停止の期間の終了後においても入札等未執行のものについて、当該入札参加者を追加して指名することはできない。ただし、第5条第6項に規定する指名停止の解除がされた場合は、この限りでない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第12条 組合長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認められるときは、当該入札参加資格者に対し、書面又は口頭で、警告又は注意の喚起を行うことができる。

(補則)

第13条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

第6編 伊那中央行政組合建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程

別表（第2条関係）

指 名 停 止 の 措 置 基 準		
	措 置 要 件	期 間
粗 雑 工 事	(1) 伊那中央行政組合が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。	1月以上6月以内
	(2) 伊那中央行政組合以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、欠陥が重大であると認められるとき。	1月以上3月以内
契 約 違 反	(3) 第1号に掲げる場合のほか、伊那中央行政組合が発注した建設工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	2週間以上4月以内
安 全 管 理 措 置 不 適 切	(4) 伊那中央行政組合が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者又は負傷者を生じさせ、若しくは損害を与えたと認められるとき。	1月以上6月以内
	(5) 伊那中央行政組合以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者又は負傷者を生じさせ、若しくは損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1月以上3月以内
	(6) 伊那中央行政組合が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上4月以内
	(7) 伊那中央行政組合以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2週間以上4月以内
贈 賄	(8) 入札参加資格者である個人、入札参加者である法人の役員又はその使用人が、伊那中央行政組合職員（以下「組合職員」という。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで
	(9) 次のア、イ又はウに掲げる者が、組合職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。	公訴の提起を知った日から
	ア 入札参加資格者である個人又は入札	4月以上12月以内

第6編 伊那中央行政組合建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程

	<p>参加資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 入札参加資格者の役員若しくは支配人又支店若しくは営業所（常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 入札参加資格者の使用人で、イに掲げる者以外の者（以下「一般使用人」という。）</p>	<p>3月以上9月以内</p> <p>3月以上6月以内</p>
	<p>(10) 次のア、イ又はウに掲げる者が、県内のほかの公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 一般使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>2月以上4月以内</p>
	<p>(11) 次のア、イ又はウに掲げる者が、県外のほかの公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 一般使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>1月以上2月以内</p>
独占禁止法違反	<p>(12) 入札参加資格者である個人、入札参加者である法人の役員又はその使用人が次のア又はイにおいて、建設工事等の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手側として不相当と認められるとき。</p> <p>（次号に掲げる場合を除く）</p> <p>ア 組織市町村内</p> <p>イ 組織市町村外</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上9月以内</p> <p>1月以上9月以内</p>
	<p>(13) 次のア又はイに掲げる者と締結した請負契約に係る建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手側として不相当と認められるとき。</p> <p>ア 伊那中央行政組合</p> <p>イ 伊那中央行政組合以外の県内の公共機関</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上9月以内</p>
	<p>(14) 入札参加資格者である個人、入札参加者である法人の役員又はその使用人</p>	<p>逮捕又はその公訴の提起を知った日から</p>

第6編 伊那中央行政組合建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程

談 合	が、建設工事等の業務に関し、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (次号に掲げる場合を除く。)	2月以上12月
	(15) 次のア又はイに掲げる者との請負契約に係る建設工事等に関し、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 伊那中央行政組合 イ 伊那中央行政組合以外の県内の公共機関	逮捕又は公訴の提起を知った日から 3月以上12月以内 2月以上12月以内
暴力団関係	(16) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団関係者であると認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、改善されたと認められるまで
	(17) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格業者の経営に事実上参加している者が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。	当該認定をした日から3月以上9月以内
	(18) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格業者の経営に事実上参加している者が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から2月以上6月以内
虚偽記載	(19) 伊那中央行政組合が発注する建設工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料等に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
不正又は不誠実	(20) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
	(21) 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により、公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内

第6編 伊那中央行政組合建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程

様式第1号（第6条関係）

工 事 事 故 等 報 告 書

年 月 日

伊那中央行政組合業者指名審査委員会 殿

課等の長

伊那中央行政組合建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 工 事 概 要	発注機関名				
	工 事 名				
	工事箇所名				
	契 約 金 額				
	工 期				
2 請 負 業 者	商号又は名称		3 下 請 業 者	商号又は名称	
	代 表 者 名			代 表 者 名	
	所 在 地			所 在 地	
4 措 置 要 件 の 概 要					

第6編 伊那中央行政組合建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程

様式第2号（第7条関係）

指 名 停 止 通 知 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

殿

伊那中央行政組合長

印

伊那中央行政組合の発注する建設工事等の指名を下記のとおり停止しましたので通知します。

記

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の理由